

第五次多摩市総合計画 第2期基本計画答申書

**平成26年11月
多摩市総合計画審議会**

第五次多摩市総合計画第2期基本計画答申書 目次

はじめに	1
1 第五次多摩市総合計画第2期基本計画（素案）に対する総合的な提案	2
2 第五次多摩市総合計画第2期基本計画（素案）に対する意見（総論）	3
3 第五次多摩市総合計画第2期基本計画（素案）に対する意見（各論）	4
第1編 基本計画策定にあたっての前提	4
第2編 分野別計画	6
第1章 子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち	7
第2章 みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち	10
第3章 みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち	12
第4章 働き、学び、遊び、みんなが活気と魅力を感じるまち	14
第5章 いつまでもみんなが住み続けられる安全で快適なまち	15
第6章 人・自然・地球 みんなで環境を大切にするまち	18
第3編 計画を推進するために	19
【資料】	20
委員名簿	21
審議の経過	22
多摩市総合計画審議会条例	23
諮問書（写）	25
配布資料一覧表	26

はじめに

わたしたち多摩市総合計画審議会のメンバーは、平成26年8月29日に多摩市長より、「第五次多摩市総合計画第2期基本計画における取り組みの方向性について」諮問を受けました。

平成23年度に策定された、第五次多摩市総合計画における基本構想では、概ね20年後を見据え、将来都市像「みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩」の実現を目指すものとしています。

わたしたち審議会では、この将来都市像を実現するための具体的な取り組みの方向性について、全5回に渡り議論を重ねてまいりました。

今回の市の素案は、市長の2期目の選挙公約である3本の柱、「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造」、「市民がデザインするまちづくり・多摩の創造」、「発信！未来へつなぐまち・多摩」を政策フィルターとし、それを6つの各分野別計画に反映させたものでした。わたしたち審議会は、この計画が将来の市民生活にどのように関わりを持つのかといった視点に重きを置いて、さまざまな分野で活動する立場から意見を交わしました。

少子化・高齢社会の到来や先行きが不透明な財政状況など、多摩市を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。このような状況の中では、行政だけで問題を解決することは難しく、市民の主体的な関わりが必要となってきます。

総合計画は、多摩市における最上位計画に位置付けられています。この総合計画の実施にあたっては、行政と市民との協働を原則とした多摩市自治基本条例の理念に基づき、主権者たる市民とともに、まちづくりを進めていくことが重要であると、わたしたち審議会は考えています。

わたしたちの答申が、今後の多摩市の方向性を定める一助となり、将来都市像の実現に資するよう祈念いたします。

多摩市総合計画審議会

委員	芦川 正明	阿部 礼子	伊藤 雅子
	大平 晃司	尾中 信夫	木下 仁瑞佳
	小暮 和幸	○佐藤 富士子	高橋 美樹
	田村 藤子	田村 豊	中澤 敬
	松本 祐一	山田 緑	◎吉川 徹

(◎会長、○副会長、敬称略、50音順)

1 「第五次多摩市総合計画第2期基本計画(素案)」に対する総合的な提案

(1) 市長政策フィルター(所信表明の視点)について

地域における様々な問題に取り組むためには、市民同士又は市と市民が協働することが重要である。防災のように、誰にとっても身近なテーマであれば、これをきっかけとして地域の多様な協働につながることを期待できる。こうした動きを市が積極的に支援する、といった姿勢を強く打ち出す必要がある。このことは「市民がデザインするまちづくり・多摩の創造」を実現する上において重要となる。

また、それ以外の「健幸都市(スマートウェルネスシティ)・多摩の創造」や「発信!未来へつなぐまち・多摩」についても、何か具体的な取り組みをきっかけとして、柱に発展させる方向性を示すべきである。

(2) 協働をすすめるにあたって

地域の人材、組織、機関、団体などの社会資源が、それぞれ個別に行動するのではなく、普段から情報を共有し、協働で取り組む体制、対策が必要である。そのためには、市がネットワークの中心となって、社会資源をつなげる取り組みが重要となる。普段は、なかなかつながらない社会資源を、戦略的に結びつけるのは行政の役割である。素案にはその視点が弱いので、市は積極的に情報共有の要になることを強調すべきである。

(3) 政策相互の関連について

分野別計画では、具体的な計画がどの様につながっているのかが見えづらい。実際につながっているか点検するためにも、政策マップのような異分野同士のつながりが全体として図示されたものや、政策相互の連関を示したものが必要である。

2 「第五次多摩市総合計画第2期基本計画(素案)」に対する意見(総論)

(1) 基本計画(素案)に対する意見(総論)

- ・市長の2期目の公約を計画の総論の柱に盛り込んだ点は、計画としての戦略性が出て評価できる。
- ・計画の改定にあたっては、どのように多摩市を魅力的なまちにし、地域の価値を高めるかに主眼を置かなければならない。
- ・行政側だけの計画とするのではなく、市民が最終的に行動できる計画でないと意味がない。この計画は決してトップダウンで決めることではないこと、必ず市民の声を聞きながら進めて行くことを強調する必要がある。
- ・財政が厳しい中では、法人税や住民税の増収のための様々な取り組みが必要であるが、計画からは緊迫感が伝わってこない。背に腹はかえられないという視点で計画を作る必要がある。
- ・計画期間内の社会環境の変化を踏まえた上で、多摩市はどのように取り組んでいくのかといった記載が必要である。
- ・取り組みたいことや課題などについて、わかりやすく書いてあるが、優先順位をつけて策定すべきである。
- ・今回の計画改定の基本的な柱である「市長政策フィルター(所信表明の視点)」が、それぞれ、どのようにつながるのかが見えにくい。個別の施策までつながっているか確認する必要がある。
- ・今後、前回の計画の評価を踏まえて次回の計画を立案するサイクルを確立することが望まれる。
- ・4年間の計画なので、より実際に行う具体的内容を意識した計画を立てるという考え方もある。

3 「第五次多摩市総合計画第2期基本計画(素案)」に対する意見(各論)

第1編 基本計画策定にあたっての前提 (1~8ページ)

1 持続可能なまちづくりを推進するための基本的な考え方 (2~3ページ)

(1) 背景

- ・多摩ニュータウンの特性として、高水準な都市基盤や公共施設が一時期に集中してできたという記載だけではなく、丘陵地帯を克服するために都市基盤を整備したという視点が重要である。

(2) 第1期基本計画の評価

- ・第1期の4年間で何に力を入れてきたのか、また今後何に力を入れていくのかについて記載すべきである。
- ・単年度ごとに評価していることを、もっと具体的に書くべきである。

(3) 今後の課題

- ・今後、市民の4人に1人以上が高齢者になることは大きな課題である。市民の誰もが困っていること、不安で、気になっていることをしっかりと記載すべきである。

2 取り組みの方向性 (4~6ページ)

(1) 健幸都市(スマートウェルネスシティ・多摩の創造)

- ・介護予防ボランティアポイント制度は、政策の目玉になり得るのではないかと。もう少し具体的に記載すべきである。
- ・健康づくりには、多摩市の起伏に富み、景色が変わる環境は宝物であることを記載すべきである。

(2) 市民がデザインするまち・多摩の創造

- ・「市民主体のまちづくりに向けた人材の発掘・養成」とあるが、NPO活動を受け継ぐ若い世代が育っていない。担い手の養成を進める上で、市民がデザインする視点が重要である。
- ・市民の主体的、自主的な想いを活かすことが重要である。
- ・「援農ボランティア制度の構築」について、市民と行政の協働で取り組む必要がある。
- ・多摩市が使っている「デザイン」の意味について、最初に明記すべきである。

(3) 発信！未来へつなぐまち・多摩

- ・東京オリンピック・パラリンピックについて、多摩市が上手く浮上していくような施策を展開する必要がある。

3 計画期間中の想定人口（7～8ページ）

- ・今後、ある程度の人口減少はやむを得ない。都市間競争で人口総数を増やすのではなく、人口の流動化を図り、生産年齢人口の構成を持続可能な形に変えていくことを目指すべきである。

○ 分野別計画の全体を通じた意見

- ・分野を超えた政策のつながりを計画に載せることで、市役所だけでなく、市民も様々なことができるようになる。それは、多摩市の底力であるし、層の分厚さを見せ付けるチャンスになる。
- ・この計画では、何に重点を置くのかを明らかにし、重点的に予算を投入して施策を進める必要がある。
- ・「施策の成果目標値」について、なぜその指標を設定したのかという根拠が必要である。
- ・今後の取り組みについて、強化、構築、推進などと表現されているが、市民にとってわかりやすくするため、具体例を盛り込むべきである。
- ・市民目線では、どこに重点を置いているのかが一番気になる点である。重点項目は目立たせる必要がある。また、重点項目はできる限り少なくすべきである。
- ・分野別計画では、「今後4年間の重点的な取り組み」と「主な施策の方向性」がリンクする仕組みとなっている。その関係性をもっとわかりやすくすべきである。また、リンクしていない施策については掲載しないなど、目立たないようにする必要がある。
- ・他の計画との整合性を考えながら、具体的に記述できる所は記載して、多摩市政のダイナミックな動きを市民に対してアピールすべきである。
- ・総合計画は抽象的な表現になってしまうので、個別的なものについては、写真でさりげなく例を示すとかコラムのようなもので、多摩市のこんな特徴があるということを入れるべきである。
- ・カタカナ語などで、一般的でない言葉は言い換え、言い換えられないものは注釈を加える必要がある。

◎「全般的な意見」と「個別の意見」について

分野別計画での発言で、政策全体にかかる意見については「全般的な意見」、それ以外の意見は「個別の意見」として整理している。

第1章 子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち（17～35ページ）

政策A1 子どもを育てることがうれしいと思えるまちづくり（18～26ページ）

【全般的な意見】

- ・子育て施策については、日単位の切れ目ない支援と、年単位で切れ目ない支援の両方が必要であり、全体を通して切れ目なく包括的に子育てを支援する視点が重要である。
- ・子どもの貧困の問題やひとり親家庭の増加等、近年、子どもを取り巻く環境が厳しさを増している。他の領域とも連携し、子育て・教育施策を十分に支援するべきである。
- ・虐待防止については、計画素案 A2-2-2 に「虐待防止等のため連携強化を図ります。」と記載してあるが、多様な関係機関がある中で、主にどこと連携強化を図るのが書いていない。可能な限り具体的に記載すべきである。
- ・今後も学童の充実や、老人施設など異年齢の人たちとの交流などの政策を続ける必要がある。
- ・子育てを支援する組織が多くあるが、色々な特色を持った団体の個性を情報提供する場が少ない。団体の活動をアピールできる機会を設けるべきである。
- ・地域の子育て支援ネットワークや支援団体の連携という記載が多く出てくるが、やる気はあってもマンパワーの気力を維持するのは、組織を運営する立場からすると大変である。資金面も含めて団体の実状を踏まえた施策を展開すべきである。
- ・学童保育の預かり時間など、ひとり親家庭への支援を充実する必要がある。
- ・妊娠から 18 歳までの切れ目のない支援について、子どもの成長に応じた親や地域の関わり方の変化が見えるように整理すべきである。
- ・虐待については健康センターも関わっているので、健康センターの関与もわかるような表現にすべきである。

【個別の意見】

- ・近隣市と比べても待機児童についての政策が、非常に進んでいて充実している。今後も維持すべきである。
- ・認可保育園の配置は、駅の周辺や駅から少し離れた所といったように、バランスが良い。また、園同士の特色も出ており、子育てをする親は選択肢が広がり、慎重に選ぶことができる。
- ・認証保育所に対する補助は、認可保育所と比較してもほとんど変わらない。近隣の市と比べても多く出しているため、そこは今後も続けるべきである。

- ・多摩センター駅周辺の急激な児童数の増加により、多摩センター駅付近の保育所が非常に少ない。交通ロス、通勤ロスを感じている保護者が非常に多いので、対応を検討する必要がある。
- ・育児休暇の間に親子の触れあいをしっかりと取ることが重要である。親子のコミュニケーションを取って、育児に対して自信を持てるような講座を増やすべきである。
- ・認可保育所の保育の質を確保することと、待機児童を解消して保護者の負担を軽減することは、ある意味トレードオフの関係であるが、多摩市は、保育の質の確保の方にウェイトを置いた施策になっているので、施策のバランスを取る必要がある。
- ・児童相談所と子育て総合センターが「車の両輪」となるためには、子育て総合センターの人員の充実を図るべきである。
- ・健康センターの3ヶ月検診に来た親子に、子育て支援団体の情報を提供するような仕組みが必要である。

政策A2 人と学びを未来につなぐまちづくり（27～35ページ）

【全般的な意見】

- ・0歳から成人になるまでの多摩市としての一貫した教育があるべきで、保育園や幼稚園も多摩市の教育の一環を担っていくという方向付けができれば、多摩市は人間教育として市全体でESDを取り上げまちづくりを進めていくという流れができるのではないかと。
- ・教育、保育、介護など市民生活に密着した実務を担う人材、例えば教師や保育・介護関係者などは、ニーズの多様化等で仕事の内容が多岐に渡り、疲弊している状況で、そうした人たちへのケアも必要となっている。今後は、効率的で持続可能な体制構築が必要である。
- ・今後、学力の高さと資産価値・地域の価値はリンクしてくるので、多摩市ならではのオリジナルな教育が受けられるなど、特徴的な取り組みを強調すべきである。オリジナルのある教育が進んでいる部分を強調できれば、地域間競争の中でも多摩市は選ばれる。
- ・ひとり親家庭へは、雇用の確保の視点があるとよい。

【個別の意見】

- ・家庭の教育力が落ちているとの現実があり、学校への負担が大きくなっている。
- ・子どもの貧困対策として、学校の放課後などの学習支援を行うなどの環境づくりを進めることが大切である。
- ・学校の施設整備が健康教育と環境教育の推進の章に位置づけられているのは不自然である。学校施設の整備は別の章立てにするべきである。

- ・「多摩市版学校支援地域本部」は多摩市独自の取り組みであるが、その意味するところが伝わってこない。仮に目玉施策であるならば下に注で書くのではなく、概念図を入れるなどアピールすべきである。
- ・親への支援のあり方が書かれているが、全般的に主に「母親」向けに書かれているような印象を受ける。それぞれ「母親」、「父親」、「両親」のうち、誰に向けた支援なのか具体的に記入すべきである。

第2章 みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち(36～61ページ)

政策B1 生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせるまちづくり(37～42ページ)

【全般的な意見】

- ・生きがい、安心など「健幸」の定義を拡大していくには、医療や福祉だけではなく、事業者や大学なども加わる必要がある。事業者や大学がキーワードとして入ると「健幸都市」の特徴づけができる。
- ・東京都の管轄である南多摩保健所と市の所管である健康センターなど、縦割り行政ではつながらない所を努力してつなげるような施策が必要である。
- ・行政と専門職（医療関係者等）とNPOやボランティアがどうつながるかが重要である。専門家だけではマンパワーが圧倒的に足りない。

政策B2 だれもが安心して暮らせる支え合うまちづくり(43～50ページ)

【全般的な意見】

- ・子どもの貧困への対策について、しっかりと支援するべきである。(再掲)

【個別の意見】

- ・人材不足については、拠点がないと担い手も活動しにくいことから、拠点づくりが大事である。

政策B3 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり(51～56ページ)

【全般的な意見】

- ・健康な高齢者が楽しく生活できるまちにするには、引きこもって生活をしている状態から、きっかけとして、動物を飼い始めたり、カラオケをしたり、起業するなどして生きがいを持ち、外部との交流を通じて若者とも触れ合うことで、少しずつ活動的になるようにしないといけない。成果指標でこのような項目を入れるべきである。

【個別の意見】

- ・高齢者は65歳以上であるが、まだ65歳の時点でケアが必要な人は少ない。65歳以上の高齢化率を記載するよりも、73歳以上などとした方が現実に即している。
- ・介護予防ボランティアポイントは、非常に良いシステムである。

政策B4 障がい者が安心して暮らせるまちづくり（57～61ページ）

【個別の意見】

- ・現状では、精神障がい者への精神的なケアをどう導いていくかという記述が少ない。精神障がい者へのサポート体制を整える必要がある。
- ・発達障害について、大人の発達障害や就労の問題まで視野に入れた表現にするべきである。
- ・20歳を超えてから知的障害とわかった人は、療育手帳を持っていない人がいる。仕事に就けなかったときに将来的な生活をどうするか、引きこもりから貧困へとつながる問題について、考えるべきである。

政策C1 地域で支え合い、暮らせるまちづくり（63～72ページ）

【全般的な意見】

- ・多摩市は、自治会・町会の加入率が低く、何か起きたときに対応できるネットワークができていない。今後、自主防災組織や自治会等のコミュニティの強化などについて、力を入れて取り組む必要がある。
- ・新しい公共に関する取り組みとして、オープンデータの活用に注目している。市民活動を刺激していくような仕組みにできれば面白い。多摩市でも検討するべきである。
- ・大学と連携したまちづくりの推進は、学生などの若い世代にとって地域と関わる良い機会となる。大学連携にもっと積極的に取り組むべきである。
- ・例えば、他市では大学と町会が協定を結び、町会自体が教育機能を持つ仕組みがあるので、多摩市でもそうした取り組みを推進する必要がある。
- ・ボランティアやNPO活動を推進する施策をより充実させることが必要である。
- ・行政は全ての分野のNPOを支援するのではなく、もっと戦略的に、重要かつ効率的な推進が期待できる分野に対して重点的に予算を投入すべきである。
- ・コミュニティセンター等の事業で、シニアの持っている力を人材育成に活用したり、引き出すことを記載すべきである。
- ・コミュニティエリアの記載について、様々な事業計画との関連が落とし込めれば位置付けが見えてくるのではないか。コミュニティエリアのゾーニングを踏まえて、地域ビジョンのようなものを策定すべきである。
- ・コミュニティエリアのゾーニングは、包括支援センターの区分と少しずれていて、重なれば地域ケアの構築に資するものだと考える。

【個別の意見】

- ・コミュニティセンターの運営について、管理運営は民間に委託し、運営協議会が事業展開に専念できる環境を整えるべきである。
- ・集会所の地元移管については、自治会等に対して相当な財政的な支援がないと難しい。市の財政状況を考えると急いで行う必要はない。
- ・コミュニティエリアの記載ページについて、現在の位置か第1章の最後に置くかは、考える必要がある。

政策C2 豊かな心を育む、学びと文化、交流のまちづくり（73～78ページ）

【全般的な意見】

- ・オリンピックについて、国際理解教育、英語教育及び観光・商業振興などの分野で記述が必要である。
- ・災害弱者という視点での情報提供のあり方について、英語を話せない外国人が実際の災害弱者となり得ることが課題である。また、災害だけでなく病気の際の対応も難しい。国際交流の推進だけではなく、地域の外国人を支える視点で記載すべきである。

【個別の意見】

- ・国際交流センターは多彩な活動をしているので、活動の現状について記載すべきである。
- ・国際化について、「高校生世代・大学生世代アンケート」の結果や「こども未来会議の宣言」を踏まえて、計画素案 C2-2-3 や C2-2-4 にもう少し具体的な取り組みを記述すべきである。
- ・今後の図書館のあり方について、C2-1-1 に具体的な記述をすべきである。

政策C3 だれもが平等で互いに尊重しあうまちづくり（79～81ページ）

【個別の意見】

- ・施策 C3-2 の「施策の実現に向けて市民は…」で、「事業者は男女平等や男女共同参画に基づく職場環境づくりに努めます」とあるが、市内には大学などの教育機関もあるので、事業者だけでなく学校など広い意味合いにする必要がある。

政策D1 人々が集い、働く、活気と魅力あふれるまちづくり（83～90ページ）

【全般的な意見】

- ・まちの活気と魅力を作る上では、中小企業振興、商店街振興、創業支援、企業誘致、就労支援、観光振興及び農業振興など全てが大事であるが、効果的に取り組みを進める上で、それぞれをつなげる「産業振興計画」が必要である。
- ・活気と魅力を作り出すために、多摩市として特色を出していくことが大事である。

【個別の意見】

- ・創業支援は行っているが、廃業が多いのも実状である。そのため、二代目（後継者）の育成に力を入れることも大切である。例えば、二代目創業塾などのような、二代目を横につなげる取り組みが必要である。また、後継者の育成に留まらず、時代にあったイノベーションによる事業継承も必要である。
- ・いわゆるシャッター街の再活用や買い物弱者の支援のため、商店街振興に取り組む必要がある。
- ・観光については、観光協会のようなものを作り、まちのPRの相談窓口となる組織が必要である。
- ・地産地消の観点で市内農産物を学校給食にも取り入れているが、その需給バランスについても総合計画で整理する必要がある。
- ・「施策の実現に向けて市民は・・・」の中に、「市のイベントに積極的に参加する」といった記載をすべきである。
- ・圏央道開通により多摩ニュータウンのポテンシャルが上がったことが、企業誘致にプラスに働くことを記載すべきである。

政策E1 安全・安心のまちづくり（92～99ページ）

【全般的な意見】

- ・防災の分野は、多くの市民が関心を持っている。防災を入り口にして、市の大きな目的である市民活動を活性化するなどの手法は有効である。
- ・市からのきちんとした情報発信が、市民が自ら気づいて動く第一歩になりえる。
- ・行政が中心となって既存の組織、資源を有効に利用しながら、普段から情報共有、情報連携をし、有事の際に最大限に利用できる仕組みを作ることが重要である。
- ・人口の流動化を促し、多様なライフスタイルに合った住宅を提供できる仕組みづくりが必要である。単純用途の街づくりから、複合用途の街づくりへと誘導すべきである。
- ・先進的な取り組みが見られる組織の活動内容を、全市的に情報共有・情報交換するなど、グッドプラクティス（優良事例）を市民同士で共有することが重要である。
- ・市内の自主防災組織と活動したいと思っている市民をつなぐことや、発災直後に情報を集めることは市にしかできないことである。
- ・発災直後は、市民が自分達の地域を守らないといけない。そうしたことを踏まえて、今後、市は、市民が地域でネットワークや自主防災組織を作れるような施策を更に推進する必要がある。
- ・自主防災の視点は、政策C 1と政策E 1の両方に関わる。非常に重要な視点である。
- ・日中に地域にいるのは女性、子ども、高齢者などが多く、人材が手薄である。中学校、高校、大学などとの連携や、東京消防庁の災害時支援ボランティアへの加入、要援護者のネットワークの作成などが必要である。
- ・市民は公助に頼り過ぎる部分がある。多摩市内には、自助・共助の部分の先進事例があるようなので調査をし、それらをまとめると、活動が広がる可能性がある。
- ・若い世代の定住を促進するとともに、防災の担い手づくりのためにも、空き家問題に重点的に取り組むべきである。空き家の位置、規模、エリアの年齢層などの把握のため、実態調査が必要である。
- ・空き家問題には、多摩市特有の課題もある。一気に開発された住宅地では、同時期に空き家問題が起きてくる。多摩市における課題をわかりやすく整理する必要がある。

【個別の意見】

- ・市民は、自主防災組織の活動など、もっと自分達の地域を守るための活動をしなければならない。NPO団体などを最大限活用したり、市の防災に関する講演会などを聞く必要がある。
- ・熱心に取り組んでいる団体の取り組みを地域間でどのように共有するか、緊急時にどのように連絡を回すかなど、もう一段レベルの高いことを考えるべきである。

- ・災害時には、行政の能力には限界があるので、プラス・マイナスの面も考慮に入れた上で、自身の安全を守るため、市民は合理的な選択をする必要がある。
- ・防災協定など都市間の情報交換や連携の強化に取り組むことは重要である。特にボランティア市民をまとめる社会福祉協議会は都心区部の社会福祉協議会との連携を強めるべきである。被災時に、お互いの市民が助け合う連携を構築すべきである。
- ・防災マニュアルなどは、市からの情報とマッチングしていなければ意味がない。市からの情報提供が重要である。
- ・都心のバックアップエリアとしての役割や機能強化も重要である。
- ・要援護者への対応、スタンドパイプの整備、自衛隊の緊急物資の輸送路の整備なども進める必要がある。
- ・市役所庁舎問題と公共施設再配置問題の両方について市民の納得を得るためには、相当思い切った庁舎のあり方、ゼロベースからの議論の積み上げが必要である。
- ・丘陵地帯を克服するために整備した歩行者専用道路に伴う橋が非常に多く、今後、メンテナンスや強靱化、耐震化に係る費用負担が課題である。
- ・震災の際でも、下水道は復旧が一番遅い都市インフラであり、今後、下水道施設の強靱化は大きな問題である。
- ・発災直後には、橋りょうなどの都市インフラや公共施設の安全性を専門家が確認しなければならないが、そのための体制を作る必要がある。
- ・発災直後には、情報の管理とストックの管理が重要であり、流通に関するプロが必要である。また、都内23区とも具体的な連携を図る必要がある。
- ・自転車の放置防止に対する啓発運動だけではなく、もっと踏み込んだ活動をする必要がある。例えば、点字ブロックの上の放置自転車に対する啓発などが必要である。
- ・防犯カメラは、事後的には確認できるが、予防にはならない。予防的な施策を打つべきである。
- ・多摩市は生活拠点の近くに緑が多すぎて、見通しが悪く、夜は真っ暗で大人でも歩くのが怖い。その対策に重点的に取り組む必要がある。
- ・外国人同士のつながりを形成するため、外国人への広報にSNSを積極的に活用すべきである。
- ・計画素案 E1-1-1 は、E1-1-3 から E1-1-5 と関連するので、E1-1-2 を一番上に持ってきた方が話の流れとしてつながるので、順番を変える必要がある。
- ・空き家対策について「主な施策の方向性」と「今後4年間の重点的な取り組み」の内容が同じなのはおかしい。例示でもよいので具体的に記載すべきである。

政策E2 安心して快適に暮らし、移動できるまちづくり（100～109ページ）

【全般的な意見】

- ・（諏訪2丁目建替えのように）市役所自身が積極的に街に入り、居住者と一緒に街づくりを考えていくような支援が重要である。そうした取り組みを計画の中で表現する必要がある。
- ・先日、多摩市で都内初の環状交差点ができたが、このようなアピールできること、積極的にまちのデザインづくりをしていることをPRすべきである。
- ・多摩モノレールの延伸について、町田市ではオリンピックと絡めて積極的に取り組んでいる。町田市と連携・協力して、尾根幹線道路の活用を含めた形で取り組むべきである。
- ・URとの連携では、古い団地をほとんど壊して新しく民間企業を誘致し、訪問看護、デイサービス、保育園などの整備、その建物の上に高齢者住宅を作っている先進事例がある。多摩市としてもチャレンジする意味がある。
- ・駅前にマンションが増加してきているが、分譲ではなく賃貸で例えば保育園併設などであればもっと若い世代が入居するようになる。

【個別の意見】

- ・ニュータウン再生と既成市街地の対比でまとめてあり、この対比も大事だが、駅前と駅から離れた場所の対比も大事である。
- ・市民にとって長期的に好ましい土地利用を実現できるかどうかについては、市の見識が問われることになり重要である。
- ・多摩市とURとの関係を活かして、多摩ニュータウン団地の空き室や建て替えを契機に、多摩市らしい多様な世代が住み続けられる街づくりを進めるべきである。
- ・駅前の生活道路の整備を重点的に進めるべきである。
- ・開発者負担について、「リニューアル等に備えた規制・誘導等の条件を整理する」とあるが意味が良くわからない。表現をわかりやすくすべきである。

政策F1 地球と人にやさしい持続可能なまちづくり（111～120ページ）

【全般的な意見】

- ・みどりのルネッサンスは、そこに参加することで横のつながりが広がる。実際にそのような活動に集まる人は地域の防災や祭りなど一人何役もやっている人たちも多く、人材育成・活用にもつながる。みどりのルネッサンスを通じ、市民の協働を広げる取り組みが重要である。

【個別の意見】

- ・資源回収について、どの家庭でも新聞や雑紙など資源は出ると思うが現状ではPRが少ない。もっとPRして資源回収、ごみ減量に力を入れるべきである。
- ・ごみの減量については、宣伝がされていないものがある。もっとPRすべきである。
- ・クールシェアについても、もっと取り組みについて発信すべきである。
- ・聖蹟桜ヶ丘駅近くの樹木では、ムクドリの問題が発生している。多摩市は街路樹が多く、生物多様性の面からも、みどりと生き物の問題のバランスを考えながら体制や活動の道筋を立てるべきである。
- ・省エネルギー推進のため、市役所や体育館の近くに電気自動車を無料で充電できる設備を24時間開放している市がある。多摩市でもそのような取り組みをしているのであれば記載すべきである。
- ・広域幹線道路の整備促進に関して記載があるが、目的は省エネにつなげるために渋滞をなくして自動車の流れをスムーズすることであり、見出しは目的がわかるような表現にすべきである。

第3編 計画を推進するために（121～125ページ）

1 行政サービスの転換と改革の取り組み（122～124ページ）

《行財政改革の取り組み》

- ・将来世代へ負担を先送りしないために、基金の積み立てを計画的かつ積極的に行うことが非常に重要である。「多摩市行財政刷新計画」を見直して、更に厳しい内容の行財政改革に取り組む必要がある。
- ・職員の質の向上が、多摩市のサービスの質の向上にもつながる。今後、人材育成を積極的に進めるとともに、年齢構成の平準化や女性の活躍推進などに取り組む必要がある。
- ・「こんな取り組みを行います」で「近隣の自治体との広域連携」の記載があるが、具体的な取り組みがあれば、明示すべきである。

《公共施設等のマネジメント》

- ・今後、「公共施設等総合管理計画」の策定にあたっては、先進事例を参考にしながら、財政面での課題や解決策を数値目標にしっかりと書き込んだ総合的な計画を作る必要がある。
- ・公共施設のマネジメントを進めるにあたっては、課題を「見える化」し、市民に身近な形でわかりやすく伝え、市民と危機感を共有することが必要である。

2 財政の状況（124～125ページ）

- ・パルテノン多摩や健康センター等の大規模改修を要する大きな公共施設が、財政見通しに見込まれていない。市民の理解を求めめるためにも、財政見通しに盛り込むべきである。
- ・国の指針の見直しを受けて、都市計画税が老朽化した都市基盤の改修等に充てることが可能となれば、積極的に活用すべきである。
- ・市の財政状況について、肝心な点である公共施設や都市基盤の老朽化対策の見通しの部分が不明である。試算値で良いから、長期推計を試算して公表すべきである。
- ・公共施設を統廃合する際の市民との合意形成にあたっては、今後、長期にわたって財政見通しがいかに厳しい状況であるかを示すことが、戦略的に重要である。
- ・歳出の削減だけでは限界があり、歳入を増やす、または維持するという視点を計画に入れるべきである。財源を確保するための企業誘致の推進だけではなく、市内立地企業の流出防止策も講じる必要がある。
- ・若い世代の定住対策や、観光分野で歳入を伸ばすなど、歳入面での取り組みを記載すべきである。

【 資 料 】

多摩市総合計画審議会委員名簿

(敬称略・区分内 50 音順)

	区分	氏名	備考
	行政委員会等 (3人)	おなか のぶお 尾中 信夫	都市計画審議会委員
		こぐれ かずゆき 小暮 和幸	農業委員会委員
		なかざわ たかし 中澤 敬	教育委員会委員
	学識経験者 (5人以内)	いとう まさこ 伊藤 雅子	多摩市民生委員協議会 会長
副会長		さとう ふじこ 佐藤 富士子	大妻女子大学 人間関係学部 教授
		たむら ゆたか 田村 豊	多摩市医師会 会長
		まつもと ゆういち 松本 祐一	多摩大学総合研究所 教授・副所長
会長		よしかわ とおる 吉川 徹	首都大学東京 都市環境学部 教授
	市民委員 (7人以内)	あしかわ まさあき 芦川 正明	市内会社員
		あべ れいこ 阿部 礼子	公募市民委員
		おおひら こうじ 大平 晃司	公募市民委員
		きのした ひみか 木下 仁瑞佳	行政評価市民フォーラム参加者
		たかはし みき 高橋 美樹	市内会社員
		たむら ふじこ 田村 藤子	自主防災本部役員
		やまだ みどり 山田 緑	市内NPO団体メンバー

多摩市総合計画審議会 審議の経過

回	日程	主な内容
第1回	平成26年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ①委嘱状の交付 ②委員の紹介等 ③多摩市総合計画審議会条例について ④会長、副会長の選出 ⑤市長挨拶 ⑥諮問 ⑦会議運営に関する事項の確認について ⑧総合計画審議会の進め方等について ⑨基本計画（素案）に関する検討について <ul style="list-style-type: none"> ・第1編 基本計画策定にあたっての前提について
第2回	平成26年9月18日	<ul style="list-style-type: none"> ①基本計画（素案）に関する検討について <ul style="list-style-type: none"> ・第2編 分野別計画 第3章、第4章について
第3回	平成26年9月25日	<ul style="list-style-type: none"> ①基本計画（素案）に関する検討について <ul style="list-style-type: none"> ・第2編 分野別計画 第5章、第6章について
第4回	平成26年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ①基本計画（素案）に関する検討について <ul style="list-style-type: none"> ・第2編 分野別計画 第1章、第2章について
第5回	平成26年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ①基本計画（素案）に関する検討について <ul style="list-style-type: none"> ・第3編 計画を推進するために ②全体確認 ③答申案について
	平成26年11月13日	市長へ答申

多摩市総合計画審議会条例

昭和45年7月1日
条例第19号

改正 昭和49年9月25日条例第40号 昭和55年6月30日条例第23号
平成12年6月30日条例第38号 平成15年3月31日条例第2号
平成17年3月31日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、多摩市の長期的展望に立った総合計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、多摩市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、国及び東京都の長期計画等と調和した多摩市の総合的な基本計画の策定に関し、必要な調査及び審議し答申を行わせるため、多摩市総合計画審議会（以下「審議会」という。）をおく。

(所掌事項)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査及び審議し答申を行う。

- (1) 多摩市が定める総合計画に関すること。
- (2) その他市長が総合計画策定上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 審議会は、審議会委員（以下「委員」という。）15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 多摩市教育委員会の委員 1人
- (2) 多摩市農業委員会の委員 1人
- (3) 多摩市都市計画審議会の委員 1人
- (4) 学識経験者 5人以内
- (5) 市民 7人以内

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

2 前条第2項第1号から第3号までの規定により委嘱された者の任期は、その在職期間中とする。

(臨時委員)

第6条 審議会は、特別の事項を調査及び審議させるため必要あるときは臨時委員若干人を、市長が委嘱することができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査及び審議が終了したときに満了する。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に、会長及び副会長をおき、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び臨時委員の総計の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。
- 4 会長は、会議における審議の参考に供する必要があると認める場合には、委員及び臨時委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第9条 審議会の事務局は、企画政策部企画課に置き、事務局長は、企画政策部長の職にある者をもって充てる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第38号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。

附 則 (平成15年条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第1号)

(施行日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第4条第2項の規定により委員として委嘱されている多摩市議会の議員及び多摩市の職員については、当該委員の任期が満了するまでの間は、これを委員とする。

多摩市総合計画審議会会長 殿

多摩市長 阿部 裕行

第五次多摩市総合計画第2期基本計画（素案）について（諮問）

このことについて、多摩市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

第五次多摩市総合計画第2期基本計画（素案）における取り組みの方向性について

2 諮問理由

平成23年度に策定された「第五次多摩市総合計画」は、基本構想と基本計画の二層で構成され、基本構想は概ね20年後を見据え、将来都市像「みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩」の実現を目指すものとし、まちづくりの基本理念や基本姿勢などを示しています。

一方、基本計画は、基本構想を実現するために概ね10年間の政策、財政の見通し等を示すものであり、計画の実効性を確保するため、また、4年ごとに選出される市長の公約も踏まえ、4年ごとに改定することとなっています。

これらのことを踏まえた上で、基本構想の考え方に基づき、基本構想に掲げた将来都市像や目指すまちの姿を実現するための具体的な取り組みの方向性等を示すために、平成27年度から第五次総合計画第2期基本計画を策定します。

このことにつきまして、本審議会にてご審議いただきたく諮問します。

多摩市総合計画審議会 配布資料一覧表

●総合計画審議会 審議関連資料	
資料 1	委員名簿
資料 2	多摩市総合計画審議会条例
資料 3	多摩市総合計画審議会諮問書の写し
資料 4	会議運営に関する事項(案)
資料 5	総合計画審議会の進め方等について
資料 6	第五次多摩市総合計画第二期基本計画（素案）
資料 7	今回の計画改定の基本的な柱
資料 8	今後の日程について
資料 9	第五次多摩市総合計画基本計画の更新に向けた中期財政見通しについて
資料 10	第五次多摩市総合計画第 2 期基本計画答申書（案）

●総合計画審議会 議事要点録	
第 1 回（平成 26 年 8 月 29 日） ～ 第 5 回（平成 26 年 10 月 30 日）	

●総合計画審議会 閲覧用資料	
閲覧用資料 1	第五次多摩市総合計画
閲覧用資料 2	平成 2 5 年度多摩市行政経営報告書
閲覧用資料 3	財政の見通し（26 年度～30 年度）
閲覧用資料 4	多摩市行財政刷新計画
閲覧用資料 5	多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム
閲覧用資料 6	市長所信表明（平成 2 6 年第 2 回多摩市議会定例会）
閲覧用資料 7	市長施政方針（平成 2 6 年第 1 回多摩市議会定例会）
閲覧用資料 8	多摩市自治基本条例及び施行規則
閲覧用資料 9	"第五次多摩市総合計画第 2 期基本計画改定に係る高校生世代・大学生世代アンケート結果"
閲覧用資料 10	多摩市子どもみらい会議 - 子ども宣言 -（平成 25 年 11 月 30 日発表）
閲覧用資料 11	たま市民討論会（第五次多摩市総合計画 市民ワークショップ）実施報告書（中間報告）
閲覧用資料 12	第五次多摩市総合計画と連動する各分野の個別計画
閲覧用資料 13	第五次多摩市総合計画第 2 期基本計画改定に係る市民団体アンケート結果